

# 今月のお知らせ

- 1日 憲法週間(～7日・最高裁判所)
- 3日 憲法記念日
- 5日 こどもの日
- 12日 児童福祉週間(～11日・厚生労働省)
- 15日 看護の日(厚生労働省)
- 15日 看護週間(～18日・厚生労働省)
- 20日 情報通信月間(～6月15日・総務省)
- 20日 春の行政相談週間(～26日・総務省)
- 20日 肝臓週間(～26日・厚生労働省)
- 31日 世界禁煙デー
- 禁煙週間(～6月6日・厚生労働省)
- 2002年ワールドカップサッカー大会(～6月30日)

## 自動車税のお知らせ

毎年四月一日現在の所有者に課税されます。  
納期限は五月三十一日(金)です。  
納め忘れのないようにしてください。

### 減免が受けられます。

- 障害のある方は、自動車税の減免が受けられます。  
身体に障害があるため、日常生活を営む上で歩行する事が困難な方が、自ら使用(運転)する車の自動車税について減免を受けることができます。
- また、身体に障害のある方、若しくは、精神に障害のある方の通院や通学などのため使用され、本人と生計を一にする方(家族)が運転する車の自動車税についても減免を受けることができます。
- ※ ただし、減免には一定の要件がありますので申請の前に、該当するかどうかをお問い合わせください。
- ① 減免を受けることのできる要件
  - 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療養手帳等の交付を受けていること
  - (障害区分、級別等一定の条件があります。)
  - ② 本人の所有(使用)する自動車であること(ただし、身体に障害

がある方が十八歳未満のとき、または精神に障害のある方、にあつては家族の所有(使用)する自動車でもかまいません。)

③ 障害のある本人の通院、通学、通所、若しくは生業のため使用される自動車であること(本人自ら運転するときは、使用目的を問いません。)

なお、事業用の自動車は、減免を受けられません。

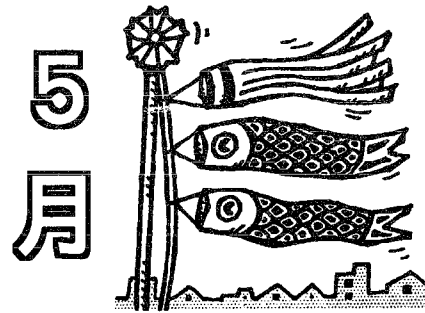
● 減免を受けるときは  
自動車税の納期限前七日までに、申請が必要です。

- 必要なものは
- ・ 減免申請書
- ・ 運転免許証
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳等
- ・ 自動車検査証
- ・ 印鑑

※ 家族運転の場合は、このほかに通院証明書や、同一生計証明書などが必要で。

### お問い合わせ先

自動車税及び自動車取得税  
 新津県税事務所 収税課  
 ☎ 二四一七一二六  
 軽自動車税  
 役場 税務課 資産税係  
 ☎ 三八一三一一一  
 (内線 二二九)



# 5月

## 山の手児童クラブが 開所しました

四月一日から、留守家庭児童の健全育成と児童の福祉増進を目的に、山の手児童クラブが開所しました。

開所式では、大勢の来賓の方々と、児童・保護者で開所をお祝いしました。  
山の手児童クラブの指導員です。よろしくお願ひします。

- ◎ 場所 松ヶ丘一丁目
- ◎ 電話 三八一五〇二〇



## ゴールデンウィーク 中央公民館休館日

- 4月28日(日)  
(但し、図書館は開館)
- 4月29日(月)
- 5月2日(木)
- 5月3日(金)
- 5月4日(土)
- 5月5日(日)
- 5月6日(月)

## 赤十字活動を支える社員への 加入をお願いします

日本赤十字社は、世界の平和と福祉増進のため、人道の精神のもと各種の事業を幅広く展開しています。

これらの事業は、『社員』と呼ばれる支援者の方々から寄せられる資金(「社費」と呼びます。年額五〇〇円以上)を主な財源として展開されています。

今年も日赤小須戸町分区分では、赤十字社員への加入を呼び掛けます。五月中旬に嘱託員の方が社費の納入にうかがいますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

## 消防団連合演習を行います

小須戸町の災害のない無火災・無事故の明るい町づくりを目指して小須戸町消防団の連合演習が行われます。団員の日頃の訓練の成果とポンプ操作の訓練が行われます。町民の皆さんの観覧・応援をお願ひします。

- 日時 五月十九日(日)
- 午前九時開始
- 会場 小須戸町  
信濃川親水緑地公園  
(雨天の場合  
第二町民体育館)

## 平成十四年商業統計調査に ご協力ください

六月一日現在で平成十四年商業統計調査が全国一斉に行われます。この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における商業の育成、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となるものです。

全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象となります。五月下旬から調査員が各事業所に伺います。皆様のご協力をお願いいたします。

## 側溝等泥上げ 清掃日について

今年度側溝の泥上げは、五月十七日より十九日の間にお願ひします。  
なお、処理用麻袋は五月七日以降お渡ししますので、町内代表の方は、役場保健衛生係(五番の窓口)まで受け取りに来て下さい。  
問い合わせ先  
役場保健福祉課保健衛生係  
☎ 三八一三一一一  
(内線 一三二・一三三)

## 健康相談 母子手帳 発行日のお知らせ



赤ちゃんからお年寄りまで、健康についてのご相談をお受けしています。また、母子手帳の発行や思春期の心と体についての相談(電話も可)も行います。お気軽にご利用ください。

- 日時 5月13日(月)・20日(月)
- 午前9時～11時30分
- 午後1時～4時30分
- 会場 役場保健センター 1階5番の窓口
- 電話 3813111
- 内線 142・143

※母子手帳発行の際に、健康指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)

## 心配ごと 相談

- 会場 老人福祉センター
- 時間 午後1時～3時30分
- 5月の相談日
- 7日(火) 篠田 悦子・高橋千代子
- 14日(火) 川瀬 賢悟・白井 重栄
- 21日(火) 五十嵐 節・馬場 綾子
- 28日(火) 青柳 光男・白井 重栄

※相談は無料、秘密厳守。

## 無料 法律相談

- 相談日 5月15日(水)
- 午前9時～12時まで
- 会場 役場 保健指導室(二階)
- 相談員 古川 兵衛 弁護士
- 申し込みは前日午前中までに役場住民係へ電話(3813111番内線137番)でお願ひします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

## 行政相談

国の仕事、国が県や市町村に委ねている仕事について、みなさまの疑問等にお答えし、苦情の解決に努め、皆さんと行政(国)の橋渡しをします。

- 相談日 5月13日(月)
- 午前9時～11時まで
- 会場 役場 母親教室(三階)
- 相談員 伊藤 正人 行政相談委員

## ふれあい電話相談

— 教育相談をはじめ  
いろいろな電話相談に応じます —

- ◆ 相談日
- 5月10日(金)・17日(金)
- 24日(金)・31日(金)
- ◆ 受付時間
- 午後1時～5時
- ◆ 電話番号
- 3813300
- ・ お名前は、言わなくていいです。
- ・ 秘密は、固く守ります。

## 普通救命講習会 のお知らせ

- ◆ 日時 5月19日(日)
- 午前9時～12時
- 対象 一般住民 20名
- 締切 5月15日(水)
- 会場 白根地域消防本部
- 申込み・問い合わせ
- 白根地域消防本部警防課
- ☎ 02513721311